

## 第1 目的

公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団（以下「当財団」という。）友の会は、音楽、演劇等の芸術を愛好する方の芸術・文化事業への参加の機会を提供し、もって芸術・文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

## 第2 名称

当財団友の会の名称は、「ぱれっと倶楽部」とする。

## 第3 ぱれっと倶楽部会員

ぱれっと倶楽部会員とは、当財団が企画実施する事業に賛同し、本要綱を承認の上、入会を申込み、会費を納入した個人とする。

2 ぱれっと倶楽部会員には、会員証（第1号様式）を発行する。

## 第4 会費

会費は年2,000円とする。

2 当財団が定めた方法により支払われた年会費は、一切返金しない。

（入会手続）

## 第5 ぱれっと倶楽部入会

「ぱれっと倶楽部」に入会しようとする個人は、「ぱれっと倶楽部」入会申込書（第2号様式）を当財団に提出するものとする。また、インターネットサービスにより入会する場合は、申請日、会員種類、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号を入力する。

2 第4に規定する会費及び第7に規定するチケット代金の口座振替払いを希望するぱれっと倶楽部会員は、指定金融機関の名称等必要事項を記入する。

ただし、新規の登録受け付けは平成30年3月31日までとする。

## 第6 ぱれっと倶楽部会員期間

ぱれっと倶楽部会員期間は入会した日から1年後の属する月の末日までとする。ただし、平成31年3月末日を過ぎる場合は、当該末日までとする。

## 第7 チケット購入

ぱれっと倶楽部会員は当財団が指定する事業について、一般発売日より前に第9第2号による割引料金で購入することができる。その場合、ぱれっと倶楽部会員証を必ず提示しなければならない。

2 前項の割引料金は、「調布市グリーンホール」及び「調布市文化会館たづくり」の発売窓口の場合は、ぱれっと倶楽部会員証を提示することにより、また電話による場合は、ぱれっと倶楽部会員番号、氏名、登録の電話番号を申し出ることにより適用される。またインターネットサービスによる場合は、当財団が発行する所定のぱれっと倶楽部会員IDとパスワードを入力することにより適用される。

3 申込期間、販売金額、販売枚数については当財団が決定し、ぱれっと倶楽部会員に通知する。

- 4 購入したチケットのキャンセル、変更又は返金はできないものとする。ただし、災害等のやむを得ない事由により公演を中止する場合には、この限りではない。
- 5 公演によって、ぱれっと倶楽部会員先行発売期間中に発売する枚数を予め限定する場合があります、ぱれっと倶楽部会員全員がチケット購入できない場合がある。

## 第8 会費及び代金の支払い

会費、チケット購入等の代金支払い方法は、全額一括払いとし、支払方法は現金払い、クレジットカード払い、郵便振替払い、銀行振込払い及び口座振替払いから選択できる。チケット購入時の代金支払い及びチケット引取りについては、所定のコンビニエンスストアでも支払い及び引取りができる。

- 2 前項のクレジットカードによる支払いは、購入時に即時決済する。
- 3 第1項の口座振替による支払いは、指定した口座から毎月10日締切、同月26日（金融機関が休日の場合は翌日）に自動振替によって精算する。
- 4 第1項のコンビニエンスストアでの支払い及び引取り時は、所定の手数料等をぱれっと倶楽部会員が負担するものとする。

## 第9 ぱれっと倶楽部会員サービス

ぱれっと倶楽部会員は、当財団が行う次の各種サービスを所定の方法により利用することができる。

- (1) チケットの優先購入
- (2) チケット代金の割引（1公演につき2枚まで10%割引。ただし、公演によっては、割引が無い場合や、割引金額が異なる場合もある。）
- (3) チケット送料無料
- (4) 情報紙の送付
- (5) 協力店での割引及び特典の付与
- (6) その他当財団が提供するサービス

## 第10 禁止事項

ぱれっと倶楽部会員証及びその権利は、家族を含む第三者に譲渡、貸与することを禁じる。

- 2 ぱれっと倶楽部会員として購入した公演チケットを、インターネットオークション、対面販売、その他方法の如何に関わらず、当財団が営利目的と判断する態様によって第三者に転売することを禁じる。

## 第11 ぱれっと倶楽部会員証の紛失又は盗難

ぱれっと倶楽部会員は、会員証を紛失し又は盗難にあったときは、速やかに当財団に届け出るものとする。

- 2 ぱれっと倶楽部会員が紛失、盗難その他の事由によりぱれっと倶楽部会員証を他人に利用され、他の会員又は当財団に損害を与えた場合、当該ぱれっと倶楽部会員がその責を負う。

## 第12 ぱれっと倶楽部会員証の再発行

紛失、盗難、滅失、汚損等により、ぱれっと倶楽部会員証が使用不能となった場合は、所定の手続きの上、当財団が必要と認めた場合に再発行される。

- 2 ぱれっと倶楽部会員証を再発行する場合、当財団が定めた費用を支払うものとする。

## 第13 個人情報の取り扱い

ぱれっと倶楽部会員の個人情報については、当財団の管理業務に関する個人情報保護規程（平成27年財団

規程第7号)の規定に従って取り扱う。

- 2 ぱれっと倶楽部会員の個人情報の取扱いに関しては、次の各号の目的のみに利用するものとし、他の目的には一切利用しない。なお、目的達成のため、必要な範囲で提携する第三者に提供する。
  - (1) 当財団催物情報、協力店での割引及び特典情報のぱれっと倶楽部会員への発送
  - (2) 購入チケットの発送
  - (3) チケット購入後の公演中止、紛失などに対応するための連絡、問合せ
  - (4) 年会費支払い、チケット購入時及び引取り時の代金決済手続き
  - (5) インターネットサービス利用時の確認電子メールの送付
  - (6) その他当財団が必要と認めるもの
- 3 当財団は、前項のほか法令の要請のあった場合を除き、保有する個人情報を本人の承諾なしに第三者へ提供しない。
- 4 当財団は、個人情報を厳正に管理するとともに、データの漏えい、滅失、き損を防止するための対策を講じる。
- 5 ぱれっと倶楽部会員本人から自己データの開示、訂正又は利用停止等の申し出があったときは速やかに対応する。

#### 第14 届出事項の変更等

ぱれっと倶楽部会員は氏名、住所、指定口座、電子メールアドレス等、入会時に登録した内容に変更が生じた場合は速やかに当財団に届け出るものとする。また、インターネットサービスからも届出ができる。

- 2 前項の届出がないために生じた不利益について、当財団はその責を負わないものとする。

#### 第15 退会等

ぱれっと倶楽部会員の都合により退会するときは、当財団に退会届(第3号様式)を提出するとともに、債務を完済し、ぱれっと倶楽部会員証を返却する。ただし、会員の都合による年度途中の退会にあつては、その年度の会費は返金しない。

- 2 会費の口座振替による支払いを選択している会員が、会員期間が終了する月の前月の5日までに退会の申し出をしない場合には、会員期間を継続するものとみなして、第8第3項の規定により会費の清算を行うものとする。
- 3 退会は、インターネットサービスからも手続きできるものとする。

#### 第16 会員資格の喪失

当財団は、ぱれっと倶楽部会員が次のいずれかに該当した場合には、ぱれっと倶楽部会員の資格を取り消すことがある。

- (1) 入会時に虚偽の申告があつたとき。
  - (2) チケット代金の支払いを怠つたとき。
  - (3) 会費の納入がないとき。
  - (4) 死亡したとき
  - (5) 本要綱に違反したとき。
  - (6) ぱれっと倶楽部会員として不適格と判断したとき。
  - (7) その他当財団の運営上支障があるとき。
- 2 前項の各号のいずれかに該当し、ぱれっと倶楽部会員資格を取り消された場合でも、当財団に対する責務は免除とはならない。

#### 第17 ぱれっと倶楽部の業務終了

ぱれっと倶楽部は新サービスへの移行に伴い、平成31年3月末日をもって終了する。ただし、新サービスへの移行に伴う個人情報の取り扱いについては、各会員の承認をもって移行に関する手続きを行うものとする。

#### 第18 要綱の変更

本要綱は、ぱれっと倶楽部会員に断りなく変更することがある。

#### 第19 事務取扱い

この運営に関する事務の取扱いは、当財団が行うものとする。

##### 附 則

この要綱は、平成26年1月4日から施行する。

附 則（平成26年3月18日財団要綱第6号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月20日財団要綱第6号）

この要綱は、平成27年9月20日から施行する。

附 則（平成28年3月30日財団要綱第3号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日財団要綱第6号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。